

鳥取県安心して住み続けられるふるさとづくり応援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (適宜)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

この交付金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告受理後、額の確定を行った後、補助金の支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

- 東部地区(鳥取市、岩美町)
東部地域振興事務所(〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176) 電話:0857-20-3663
 - 八頭地区(若桜町、智頭町、八頭町)
東部地域振興事務所八頭振興課(〒680-0061八頭郡八頭町郡家100) 電話:0858-72-3880
 - 中部地区(倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町)
中部総合事務所県民福祉局(〒682-0802 倉吉市東巖城町2) 電話:0858-23-3298
 - 西部地区(米子市、大山町、南部町、伯耆町)
西部総合事務所県民福祉局(〒683-0054 米子市糺町1丁目160) 電話:0859-31-9606
 - 日野地区(日南町、日野町、江府町)
西部総合事務所日野振興センター(〒689-4503 日野郡日野町根雨140-1) 電話:0859-72-2080
- (その他、事業に係る問合せ)
- 鳥取県庁中山間・地域振興課(〒680-8570 鳥取市東町1丁目220) 電話:0857-26-7390